

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十九号

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第八項中、「第三十三条第五項」を削る。

第十九条の九第二項第四号ただし書中「その他の」を「及び」に改める。

第二十一条の五第一項中「医師」の下に「歯科医師、保健師、助産師」を加える。

第二十五条の二第一項中「第三十三条第八項」を「第三十三条第十項」に改める。

第二十八条第二項ただし書中「この条」の下に「並びに第三十三条第二項及び第九項」を加え、

同条第四項中「定めて」の下に「当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること」を加え、「求め」を「求めること」に改め、同条第五項中「承認」の下に「申立てに対する承認」を加え、「保護者に対し指導措置」を「保護者に対する指導措置」に、「当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に」を「都道府県に対し、当該指導措置を採るよう」に改め、同

条第四項の次に次の一項を加える。

家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。

第二十八条に次の二項を加える。

家庭裁判所は、第四項の規定による勧告を行った場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。

第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

第三十一条第四項中「同条第五項」の下に「から第七項までの規定」を加え、同項第三号中「第三十三条第六項から第九項まで」を「第三十三条第八項から第十一項まで」に改める。

第三十三条第二項中「措置」の下に「第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。」を加え、同条第五項中「経過すること」を「超えて引き続き一時保護を行おうとするとき」とし、児童相談所長又は「都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければ」を「家庭裁判所の承認を得なければ」に改め、同項ただし書中「請求」の下に「若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求」を加え、同条第七項中「措置」の下に「(第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。第十一項において同じ)」を加え、同条第八項中「第六項各号」を「第八項各号」に改め、同条第十項中「第六項」を「第八項」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。

児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。

前項本文の規定により引き続き一時保護を行つた場合において、第五項本文の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続きの一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。

第三十三条の六第四項中「第三十三条第六項第二号」を「第三十三条第八項第二号」に改める。

第三十三条の七中「児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(以下「児童等」という。)」を「児童等」に改める。

第三十三条の十第三号中「児童の」を「児童に」に改める。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第二条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第五条第一項中「保健師」を「歯科医師、保健師、助産師、看護師」に改める。

第十二条の四第一項中「都道府県知事」の下に「又は児童相談所長」を加え、「児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。」を削り、採られ」の下に「又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ」を加え、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」の下に「又は児童相談所長」を加え、同条第五項中「児童福祉法第二十八条の規定による」を削り、「変更された場合」の下に「児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が解除された場合」を加え、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、「採られ」の下に「又は同法第三十三条第六項の規定により引き続き一時保護が行われ」を加え、「同法第二項」を「同法第二十八

条第二項」に改め、「審判」の下に「又は同法第三十三条第五項本文の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てに対する審判」を加え、同条第六項中「都道府県知事」の下に「又は児童相談所長」を加える。

第十三条の四中「医師」の下に「歯科医師、保健師、助産師」を加える。

第十六条第二項中「第三十三条第八項」を「第三十三条第十項」に、「第三十三条第六項から第九項まで」を「第三十三条第八項から第十一項まで」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に行われているこの法律による改正前の児童福祉法(以下この条において「旧児童福祉法」という)第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護であつて、当該一時保護を開始した日から二月を超えているものについてはこの法律による改正後の児童福祉法第三十三条第五項の規定の適用に関しては、この法律の施行の日前の直近の児童福祉法第三十三条第四項の規定による引き続きの一時保護を行つた日(引き続きの一時保護を行つた日から二月を経過する日を含む)において、旧児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の一時保護が開始されたものとみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第六條の三第八項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他のこの法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（家事事件手続法の一部改正）

第五條 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二百三十四條中「同じ。」及び「を。」を「同じ。」に、「次条において同じ。」を「同条において同じ。」及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件（同表の百二十八の二の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。）は」に改める。

第二百三十五條中「当該審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。」及び都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件を「都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件」に改める。

第二百三十六條第一項及び第二百三十七條中「承認又は」を「承認」に、「承認の一」を「承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の」に改める。

第二百三十八條に次の二号を加える。  
五 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判 児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人  
六 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の申立てを却下する審判 申立人

第二百三十九條を次のように改める。  
第二百三十九條 削除  
別表第一の百二十七の項中「児童福祉法」の下に「昭和二十二年法律第六十四号」を加え、同表の百二十八の二の項の次に次のように加える。

百二十八の二	児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認	児童福祉法第三十三條第五項
--------	----------------------------------	---------------

法務大臣 金田 勝年  
厚生労働大臣 塩崎 恭久  
内閣総理大臣 安倍 晋三

政 令

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

平成二十九年六月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十三号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第四項、第十六条第一項、第十七条第一項、第五十条第一項、第七十条、第七十二条第二項、第七十六条第一項、第九十一条第二項、第九十六条第一項、第一百五十八條第一項及び第六十八條の規定に基づき、この政令を制定する。

（計量法施行令の一部改正）

第一条 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 自動はかり

第五條第一号(1)及び(2)を削り、同号に次のように加える。

イ 平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひょう量の値で除した値が〇・一以下のもの  
ロ ひょう量が〇・五トン以上であつて、載せ台の幅が四百ミリメートル以下のもの（イに掲げるものを除く。）

第五條中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二条第二号ロに掲げるもののうち、次に掲げるものの以外のもの

イ ホッパースケール

ロ 充填用自動はかり

ハ コンベヤスケール

ニ 自動捕捉式はかり

第八条第十号及び第十一号を次のように改める。

十 みりん（次号に掲げる酒類に該当するものを除く。）

十一 酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（同法第三条第二十二号に規定する粉末酒を除く。）をいう。）

第八条中第十二号から第十七号までを削り、第十八号を第十二号とする。  
第十二條中「別表第三第一号イ」を「別表第三第二号イ」に、「第二号から第五号まで」を「第三号から第六号まで」に改める。

第二十六條中第十八号を第二十二号とし、第九号から第十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第八号中「第五条第四号」を「第五条第五号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第七号を同条第十一号とし、同条第六号中「第五条第三号」を「第五条第四号」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第五号を第九号とし、第二号から第四号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

- 二 ホッパースケール
- 三 充填用自動はかり
- 四 コンベヤスケール
- 五 自動捕捉式はかり

附則第五條第一項中「定めるもの」の下に「法第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示された年月が平成三十一年三月以前である検定証印等が付されたものに限り、」を加え、「当分の間」を削る。

別表第三中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同表第一号ハ中「第三十一条第三号」を「第四十条第三号」に改め、同号を同表第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 質量計	
イ 自動はかり（ロに掲げるものを除く。）	二年
ロ 法第二百二十七條第一項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかり	六年

別表第四第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 自動はかり

産業技術総合研究所  
又は指定検定機関  
又は指定検定機関

別表第四第五号イ中「第五条第三号から第五号まで」を「第五条第四号から第六号まで」に改める。